

第101回 高田城址公園観桜会 露店出店者募集要項

高田城址公園内
4月3日（金）～19日（日）

本募集要項を全てご確認のうえ、同意される方のみお申込みください。

- ・申請内容が事実と異なる場合や不備がある場合は、出店を認めない場合があること。
- ・公序良俗に反する行為は絶対に行わないこと。
- ・出店に当たっては、関係法令を遵守すること。
- ・許可された区画の一部又は全部を譲渡又は貸与しないこと。
- ・販売は出店場所内のみで行うこと。
- ・食品の取り扱いについては、出店者は、食品衛生法及び関連法令の法規定・衛生基準を遵守し監督官庁の指示に従うだけでなく、出店者自らの責任として、洗浄や消毒設備等の衛生面に留意し、食中毒や感染症、事故、や苦情等が発生しないよう十分に注意すること。
- ・本要項および開設者・警察・上越保健所・消防署等から指示を遵守し積極的に協力すること。
- ・上記内容について違反があった場合、当該申請者のすべての出店を認めない場合があること。

目次

1. 出店概要	1
2. 出店資格	1
3. 出店条件等	
(1) 出店手数料等	2
(2) 出店者負担金	3
(3) 出店費用	3
(4) 出店区画図面	4
4. 出店手続き	
(1) 募集要項発表・申込開始	8
(2) 出店申請書類提出の締切日	8
(3) 申請書受付処理	8
(4) 出店可否抽選・出店区画決定	9
(5) 出店許可（不許可）通知	9
(6) 受付・出店者説明会	10
(7) 出店準備・撤去	10
5. 出店に係る留意事項	
(1) 出店時について	11
(2) 交通規制について	11
(3) 公園内への車両乗入禁止	12
(4) 出店者用の駐車場について	12
(5) 電気について	13
(6) 火気使用器具等の設置基準・留意事項について	13
(7) 油の使用について	14
(8) ゴミの搬出・処分について	14
(9) 貸出物について	14
(10) イベントおよび露店開設の中止・変更について	14
(11) 補償・返金について	14
(12) その他注意事項	14

1. 出店概要

(1) 名 称

第 101 回高田城址公園観桜会移動露店

(2) 開設者

上越市（観光振興課 TEL:025-520-5741）

(3) 開 設 趣 旨

第 101 回高田城址公園観桜会の開催に合わせ、来訪者に高田城址公園の桜をより快適に楽しんでいただくため、移動露店を開設します。

(4) 出 店 日 時

令和 8 年 4 月 3 日（金）～19 日（日） 平日 10:00～21:00、休日 9:00～21:00

※ライトアップの時間を 22:00 まで延長する場合は、22:00 まで営業可

(5) 出 店 場 所

高田城址公園内で開設者が指定する場所 ※P.2【3.(1)出店手数料等】参照

(6) 出 店 費 用

次の出店手数料と出店者負担金の合算額となります。

① 出店手数料 P.2【3.(1) 出店手数料等】参照

② 出店者負担金 P.3【3.(2) 出店者負担金】参照

(7) 申込可能区画数

1 申請者（社）につき 20 区画まで

許可（当選）後は、いかなる理由であっても辞退された場合の出店費用の返金には一切応じられません。

また、1 申請者につき最大 20 区画まで申込みが可能ですが、抽選後に辞退した場合、抽選制度の公平性を確保し、適正な区画配分を行うため、申込区画数の一部のみの辞退であっても、申込み全体を取消とする場合があります。

(8) 出店可否・区画の決定方法

P.9【4.(4) 出店可否抽選・出店区画決定】に記載のとおり決定します。

2. 出店資格

- ① 申請者は、令和 8 年 1 月 16 日（金）時点で満 18 歳以上（高校生不可）の新潟県に住所・事業所を有する個人・法人に限ります。 ※使用人の居住制限はありません。
ただし、一般およびキッチンカーについては、募集枠を超える申込みがあった場合は、市内に住所・事業所を有する個人・法人（以下「市内申請者」）を優先する。
 - ・市内申請者の申込数が募集枠を超える場合は、市内申請者のみを対象として抽選を行う。
 - ・市内申請者の申込数が募集枠に満たない場合は、市内申請者を全て出店可としたうえで、残余の募集枠について市外申請者を対象として抽選を行う。
- ② 反社会勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の定義する暴力団及びその関係団体等をいう）でないこと。 ※申請時に「移動露店市場出店資格確認書兼申請書」を提出してください。
- ③ 上記①～②の全てに該当し、かつ、本要項の各規定および開設者・運営者・警察署・保健所・消防署の指示を遵守し積極的に協力する者

3. 出店条件等

(1) 出店手数料等

出店区分 項目	露店	その他露店		
		茶屋	体験型 コンテンツ	体験型コンテンツ + 飲食 1 品目
出店区画数	203 店	5 店	2 店	1 店
出店場所 ※2	A・B・C・D・E	P.4~7【3.(4) 出店区画図面】参照		
出店区画 サイズ	・1 小間:2.0×1.5m ・2 小間:4.0×1.5m	・P.4~7【3.(4) 出店区画図面】参照 (2~6 小間)		・2 小間:4.0×1.5m
販売品目数 (1店あたり)	1 品目	複数品目可	1 品目	2 品目 ※体験型コンテンツの 他に飲食 1 品目の併 売必須
販売品目	・飲食は新潟県の食品 営業許可を受けられ る品目限定 ・飲食以外は※1 の品目 限定	・新潟県の食品営業 許可を受けられる 品目限定	・お化け屋敷、 射的など	・体験型コンテンツは 貸しボートなど ・飲食は新潟県の食品 営業許可を受けられ る品目に限定
出店手数料 (1小間あたり)	5,100 円			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者数が各出店区分の募集区画数を超えた場合は、抽選で出店可否を決定します。 ・区画の決定については、P.9【4.(4) 出店可否抽選・出店区画決定】参照 ・販売台や調理器具、商品等はすべて営業区画内に収めてください。 ・テント、机、イス、電灯等出店に必要な物品の貸出はありません。 ・火器を使用する場合は消火器を必ず用意してください。(家庭用は不可) ・申請できる品目は、関係法令の範囲内で認められたものに限ります。また、開設者が「本イベ ントの趣旨や雰囲気にそぐわない」と判断した場合、出店許可を行わない、または許可 後であっても取り消す場合があります。 			

出店区分 項目	一般	キッチンカー
出店区画数	10 店	5 店
出店場所 ※2	F	G
出店区画サイズ	・2 小間:3.5×1.5m	・3 小間:5.5×2.0m
販売品目数 (1店あたり)	複数品目可	複数品目可
販売品目	・飲食は新潟県の食品営業許可を受けられる品目限定 ・飲食以外は※1 の品目以外	
出店手数料 (1小間あたり)	5,100 円	
その他	P.2【3.(1) 出店手数料等】と同様	

※1 くじ引き、金魚・スーパー・ボール・キャラクターすくい、お楽しみ袋つり、射的、玉入れゲーム、お面、風船、占い、生年月日占い、おもちゃ（光るおもちゃを含む）

※2 P.4~7【3.(4) 出店区画図面】参照

(2) 出店者負担金

項目	分類	単価(円)
電気料	電灯類(1個)	200
	電気器具類(1個)※1	500
電気工事費	1~2 小間	30,000
	3 小間以上	60,000
共益費	1~3 小間	11,000
	4 小間以上	23,000

※1…冷蔵庫、ホットプレート、電子レンジ、電気フライヤー、ミキサー等

※電気容量に限りがあるため、暖房用の電気器具は使用不可とします。

(3) 出店費用

出店するために必要な費用は、「出店手数料」と「出店者負担金」の合算額です。

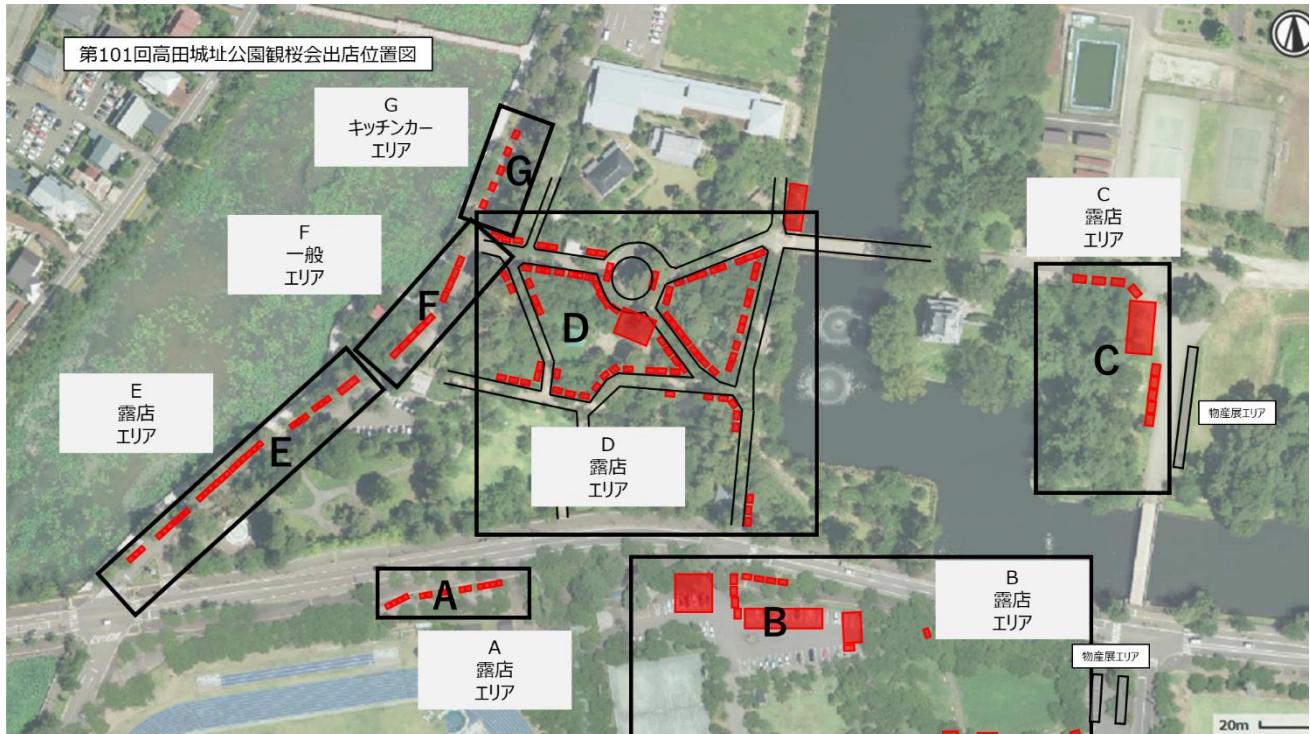
※3月25日（水）に開催する受付・出店者説明会において現金で納入いただきます。

(計算式) 出店手数料 + 出店者負担金 = 出店費用

(4) 出店区画図面

区画図面は、出店数のほか、諸事情により変更する場合があります。

①全体図



②Aブロック



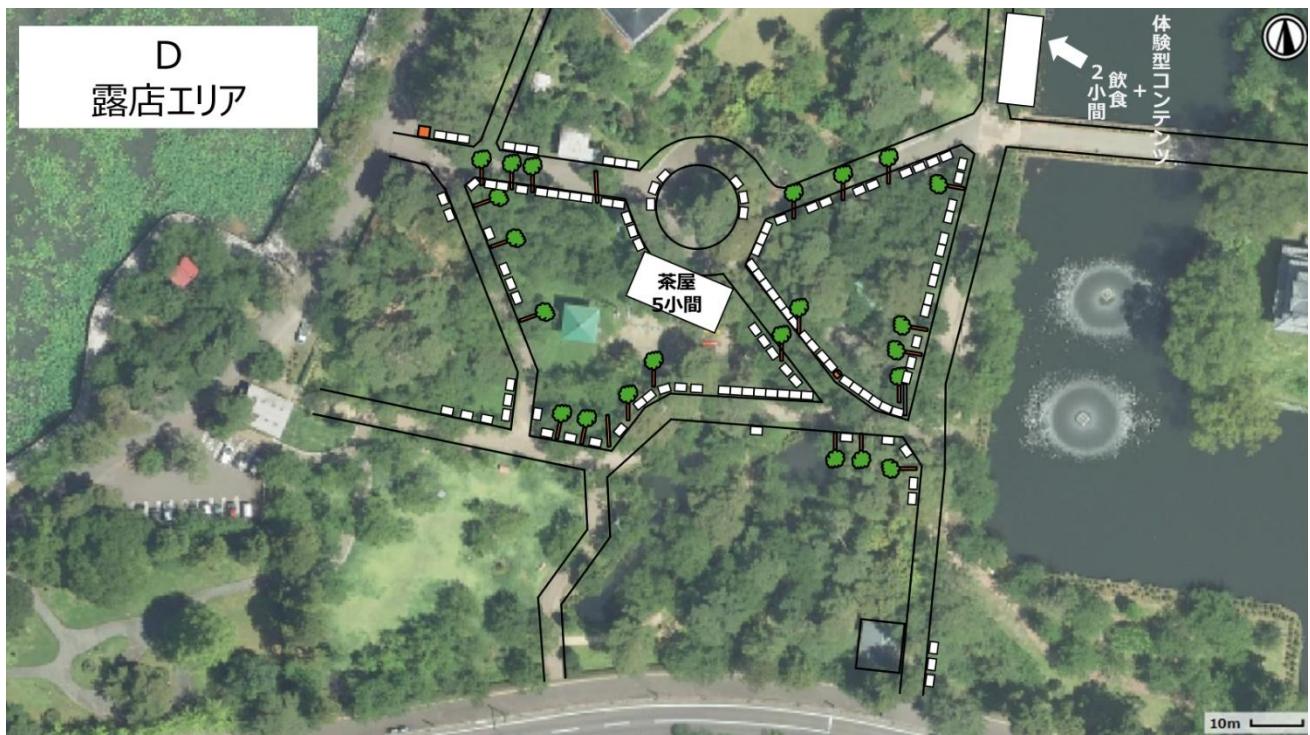
③Bブロック



④Cブロック



⑤Dブロック



⑥Eブロック



⑦ Fブロック



⑧ Gブロック



4. 出店手続き

(1) 募集要項発表・申込開始

令和8年1月16日(金)

◆出店申請方法

- ① 上越市ホームページの「第101回高田城址公園観桜会の露店出店希望者を募集します」から必要な申請書類をダウンロードしてください。

URL: <https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/kanko-shinko/101kanokai-roten.html>

- ② 必要事項を記入の上、必要書類一式を上越市観光振興課へ郵送または持込みにて提出してください。

【提出書類】

(I) 移動露店市場出店資格確認書兼申請書（申請書）

(II) 露店出店者自動車届出票（自動車届）

(III) 自動車検査証（水色のA6サイズ（約105mm×178mm））の写し

(IV) その他、出店品目に応じて開設者が必要と判断した場合には、個別に指定する書類の提出をお願いすることがあります。

※(III)については、P.11「5.(2) 交通規制について」に記載のとおり、市道本城町線上（出店区画：E・F・Gブロック）の出店者のうち、希望する方のみ提出してください。

※郵送または持込み以外の方法での申し込みは不可とします。

※申込書類を確認し、不備・不足があった場合は受付できない場合がありますので、締め切り日までの余裕をもって提出してください。

【申請書提出先】

〒943-8601 上越市木田1-1-3

上越市 観光振興課 露店受付担当 宛

※持込みでの提出は、土日祝日を除く
平日の9:00～17:00に限ります。

(2) 出店申請書類提出の締切日

令和8年2月10日(火)※必着

※上記提出期限までに申請書類が揃わない場合、受付できませんので、ご注意ください。

(3) 申請書受付処理

- 開設者において申請内容を確認するとともに、「反社会的勢力」の該当の有無を警察署へ照会し、出店資格の有無を確認します。
- 警察署への照会の結果、「該当あり」の場合は、2月23日(月)までに申請書に記載の連絡先に連絡のうえ、「移動露店市場出店（従事者）却下通知書」を郵送します。「該当なし」の場合は、連絡は行いませんが、P.9【4.(4) 出店可否抽選・出店区画決定（抽選会）】に参加してください。

(4) 出店可否抽選・出店区画決定（抽選会）

令和8年2月25日（水）

◆時間（予定）

区画	抽選会開催時間	開場時間
一般・キッチンカー	9:00～10:00	8:45
露店その他	10:30～11:30	10:15
露店	13:30～17:00	13:15

◆会場

高田スポーツセンター 1階 柔道場（上越市本城町9-50）

◆参加資格

- 申請者本人が出席してください。
- 申請者本人が出席できない場合は、申請書に記載された使用人のうち1名を代理人として出席することができます。その場合は、申請者が記入した委任状を持参のうえ、抽選会に参加してください。
※使用人を含むその他関係者の入室および参加は禁止です。
- 抽選会で当選した場合であっても虚偽の申請等の理由により、出店を許可しない場合があります。
- 欠席の場合は、いかなる理由であっても「棄権」とみなし、出店を許可しません。

◆出店可否抽選・出店区画決定方法

- 申請者数が各出店区分の募集区画数を超えた場合、下記のとおり出店の可否および出店区画を①～②の順番にて決定します。
- 各出店区分の募集店舗数に収まった場合は、①の当落抽選は行わずに出店区画選択順決定抽選のみを行います。
- ①の順番は、申込順とします。

順番	名称	詳細	方式	実施者
①	当落抽選 兼 出店区画選択順 決定抽選	申請書の受付順でくじ引きを行い、【当落抽選】および【②出店区画選択】を行う順番を決定 ※封筒内の用紙に番号がある場合は当選とし、当該番号が②の出店区画を選択する順番とします。	封筒 くじ引き	申請者
②	出店区画選択	出店区画の決定	選択	

(5) 出店許可（不許可）通知

① 移動露店市場出店許可証

P.9「4.(4) 出店可否抽選・出店区画決定」において当選した場合に出店可能となり、3月中旬までに、「受付・出店者説明会のご案内」を同封のうえ郵送します。

② 移動露店市場出店（従事者）却下通知書

P.9「4.(4) 出店可否抽選・出店区画決定」において落選された場合は、出店不可となり、3月中旬までに「移動露店市場出店（従事者）却下通知書」を郵送します。

(6) 受付・出店者説明会

令和 8 年 3 月 25 日（水）午後 2 時～

◆会場

「受付・出店者説明会のご案内」にて通知します。

※出店を許可した方へ 3 月中旬までに、移動露店市場出店許可証とともに郵送します。

◆参加資格

- ・ 申請者が出席してください。
 - ・ 申請者本人が出席できない場合は、申請書に記載された使用人のうち 1 名を代理人として出席させることができます。その場合は、申請者が記入した委任状を持参のうえ、参加してください。
- ※使用人を含むその他関係者の入室および参加は禁止です。
- ・ 欠席の場合は、いかなる理由であっても「棄権」とみなし、出店を許可しません。

◆受付

順番	名称	対応者	備考
①	食品営業許可の確認	上越保健所	該当する出店者のみ
②	移動露店市場出店確認書	上越市・ コンベンション協会	当日会場にて記入
③	電気器具等使用申請書の提出		案内に同封
④	②の提出書類と許可内容との照合		—
⑤	出店費用 (出店手数料、出店者負担金)の納付		—
⑥	出店許可証明書等交付		営業開始までに店舗の 見えやすい位置に掲示

◆出店者説明会

受付終了後、市（開設者）・警察署・保健所・消防署から各種説明および注意事項の周知を行います。

(7) 出店準備・撤去

- ・ 出店準備開始日および撤去完了日時は道路および公園の占用期間の都合上、日程を厳守してください。

① 出店準備開始日時

区画	出店準備開始日時
露店(E エリア)・一般・キッチンカー	令和 8 年 4 月 2 日(木)9:00～
露店(A・B・C・D エリア)	令和 8 年 3 月 26 日(木)9:00～
露店その他(茶屋・体験型コンテンツ)	令和 8 年 3 月 1 日(日)9:00～

② 撤去完了日時

区画	撤去完了日時
露店(E エリア)・一般・キッチンカー	令和 8 年 4 月 21 日(火)15:00
露店(A・B・C・D エリア)	令和 8 年 4 月 24 日(金)15:00
露店その他(茶屋・体験型コンテンツ)	令和 8 年 4 月 30 日(木)

5. 出店に係る留意事項

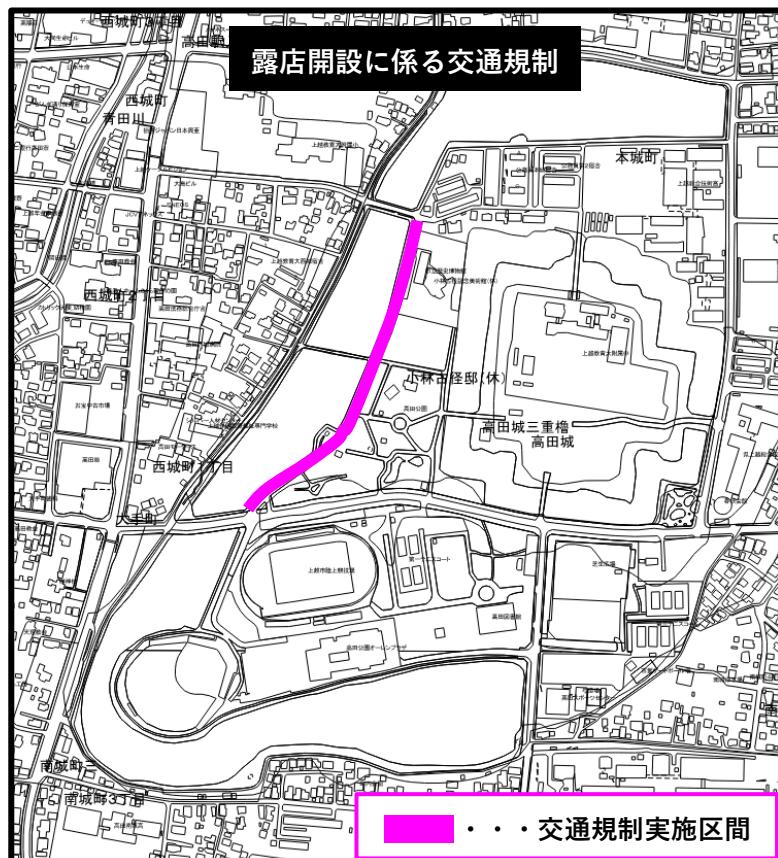
(1) 出店時について

- 3月25日（水）の受付・出店者説明会で交付する「移動露店市場出店許可証明書」および新潟県が交付する「食品営業許可証」は、営業開始までに店舗の見えやすい位置に掲示してください。

(2) 交通規制について

- 原則として、交通規制区間の車両の通行はできません。
- 市道本城町線上（出店区画：E・F・G ブロック）の出店者は、下記の【車両通行可能時間】に限り、資材及び商品の搬出入の際に同区間を通行する通行許可証を発行しますので、希望する場合は、必ず提出期限内（2月10日（火））に「自動車検査証（水色のA6サイズ（約105mm×178mm）の写し」を提出してください。（1出店につき1台分）
- 通行可能時間中であっても、歩行者が優先ですので、徐行で走行してください。

交通規制日時	車両通行可能時間(通行許可証が必要)	
	キッチンカー以外	キッチンカー
4月2日(木) 9:00 ～ 4月21日(火)16:00	【準備】 ・4月2日(木) 9:00～21:00 【撤去】 ・4月20日(月) 9:00～18:00 ・4月21日(火) 9:00～15:00	【準備】 ・4月2日(木) 9:00～21:00 【会期中】 ・露店開設時間以外 【撤去】 ・4月20日(月) 9:00～18:00 ・4月21日(火) 9:00～15:00



(3) 公園内への車両乗入禁止

- 交通事故防止のため、次の時間内における公園内への車両の乗り入れを禁止します。
【平日】午前 10 時～午後 9 時 【休日】午前 9 時～午後 9 時
※ライトアップ時間を延長する場合は、22:00まで車両の乗り入れは禁止です。
- 物品等の搬出入のため車両を乗り入れる場合は、上記以外の時間に行ってください。
- 上記以外の時間であっても、桜の最盛期等で公園内に来場者が多数いる場合は、危険防止のため、車両の乗り入れを禁止します。

(4) 出店者用の駐車場について

- 出店者用の駐車場は寺町駐車場（上越市寺町 3 丁目 22-26）です。
- 駐停車の際は、エンジンを切ってください。
- 近隣の住宅や周辺店舗などへの無断駐車はしないでください。

【寺町駐車場】



【寺町駐車場までのルート一例】



(5) 電気について

- ・発電機の使用はできません。
- ・出店区画付近に仮設分電盤を用意していますので、各出店者にて引き込むこと。
- ・仮設分電盤内のコンセントには限りがありますので、引き込みの際には、周辺の店舗と譲り合いのうえ、引き込みの電線に来場者や他のスタッフがつまずかないよう養生等の安全対策を行ったうえで使用すること。
- ・キッチンカーの場合は、エンジン停止のうえ、仮設分電盤内から電源を供給すること。

(6) 火気使用器具等の設置基準・留意事項について

- ・露店で火気使用器具を使用する場合は上越地域消防事務組合火災予防条例および以下の内容を遵守し、火災予防に十分注意すること。
- ・出店者の過失により火災が発生した場合は、出店許可を即時取り消し、次回以降の出店を認めない場合があります。

【コンロ関係】

- ・不燃性（不燃ボード、コンクリートブロック等）の台上で使用すること。
- ・コンロの上方 1m 以内、周囲 15cm 以内に可燃物を置かないこと。
- ・振動・衝撃で容易に転倒し、または落下することのないように据え付けること。
- ・カセットコンロを使用する場合、2台以上並べて使用しないこと。
- ・使用中は、その場を離れないこと。

【プロパンガス関係】

- ・ホースはひび割れ、溶融等劣化したものを使用しないこと。
- ・ボンベは直射日光を避け、風通しの良い場所に置くこと。
- ・コンロとホースの接続部には、必ずホースバンドを取り付けること。
- ・使用しないガス栓にはゴムのキャップを付けておくこと。
- ・使用後は器具栓だけではなく元栓も閉じること。
- ・ボンベは水平な場所に置き、鎖等で固定するなど、転倒防止措置を講じること。

【消火器について】

- ・火気器具等（電磁調理器を含む）を使用する場合は、業務用消火器の設置が義務付けられているため、必ず用意すること。※開設前に消防署員が消火器の確認を行います。
- ・消火器は確実に操作できるよう、あらかじめ取扱い訓練を行うこと。
- ・消火器は事前に次の3点を確認し、確実に初期消火ができるようにしておくこと。
 - ① 検定品であること。
 - ② メーカーで推奨する設計標準使用期限内であること。
 - ③ 腐食、亀裂または破損等がないこと。

(7) 油の使用について

- 飲食物を販売する場合は、出店場所が油等で汚れないように、出店者により各ブース下にシート等を敷くなどの対策をするとともに、万が一汚した場合は、出店者において確実に除去すること。

(8) ゴミの搬出・処分について

- ゴミ、粉物、廃油等、道路や側溝、周辺民家の敷地等へは絶対に廃棄しないこと。
- ゴミは各自、開設者が指定する回収場所に搬出すること。
- 回収するゴミは、可燃物、缶、びん、ペットボトル、段ボール、発砲スチロールに限ります。
- 廃油は各自で持ち帰り、処分すること。
※放置した場合は、不法投棄とみなし、関係機関に通報し、次回以降の出店を認めない場合があります。

(9) 貸出物について

- 開設者からの貸出しは一切ありませんので、出店に必要な物品は出店者において用意すること。

(10) イベントおよび露店開設の中止・変更について

- 荒天・猛暑・地震等の自然災害や感染症の流行、その他社会的事情により、やむを得ず中止または内容を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(11) 補償・返金について

- イベントおよび露店開設中止・変更に伴い、出店費用の返金や販売機会損失への補償、仕入れや開設準備にかかった費用に対する補填等の対応は、いかなる場合も返金・補償はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

(12) その他注意事項

- 出店を希望する場合は、必ず本要項を全て確認のうえ、同意する方のみ提出期限までに別紙「移動露店市場出店資格確認書兼申請書（申請書）」、必要に応じて「露店出店者自動車届出票（自動車届）」、「自動車検査証の写し」および「開設者が個別に指定する書類」を提出すること。
- 申請内容が事実と異なる場合や不備がある場合は、出店をお断りする場合があります。
- 公序良俗に反する行為は禁止です。
- 出店に当たっては、関係法令を遵守すること。
- 許可された区画の一部又は全部を譲渡又は貸与することは禁止です。
- 販売は出店場所内のみで行うこと。
- 店舗設営の際は、強風等による事故防止のため、テントや備品が飛散しないよう確実に必要な措置を講じること。
- 公園内の樹木保護のため、杭の打ち込みのほか、樹木へのロープ掛けや千歩の接触は禁止とし、固定には出店者に後日送付するマニュアルに記載の土のうを使用すること。
- 食品の取り扱いについては、出店者は、食品衛生法及び関連法令の法規定・衛生基準を遵守し監督官庁の指示に従うだけでなく、出店者自らの責任として、洗浄や消毒設備等の衛生面に留意し、食中毒や感染症、事故、や苦情等が発生しないよう十分に注意すること。

- ⑩ 出店者の過失により第三者に危害または損害を与えた場合は、当該事案に関し開設者は一切の責任を負いません。その際は、出店者の責任において誠実に対応してください。なお、万が一の事故等に備え、出店者において生産物賠償責任保険（PL保険等）への加入を推奨します。
- ⑪ 各露店の開設開始・終了時刻は、P.1「1.(4) 出店日時」を確認のうえ、時間は厳守すること。
- ⑫ 出店者は、期間中は常に連絡が取れるようにし、緊急時に対応できるようにすること。
- ⑬ 出店にかかる盗難・紛失については、管理者は一切責任を負いませんので、出店者の責任において管理すること。
- ⑭ 近隣の住宅や周辺店舗などへの無断駐車は厳禁です。
- ⑮ 本要項および開設者・警察署・上越保健所・消防署等から指示を遵守し積極的に協力すること。
- ⑯ 上記内容について違反があった場合、当該申請者のすべての出店許可を即時取り消し、次回以降の出店を認めない場合があります。

(問合せ)

上越市 観光振興課

TEL : 025-520-5741